

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月31日 09時00分ごろ
発生場所	石川県珠洲市禄剛埼北方沖 嫁礁灯台から真方位031° 12.2海里付近 (概位 北緯37° 50.7′ 東経137° 20.4′)
事故の概要	漁船進勇丸は、西進中、また、漁船八幡丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 進勇丸、9.7トン IK2-5115（漁船登録番号）、個人所有 第244-22533号（船舶検査済票の番号） B 漁船 八幡丸、2.7トン IK3-21040（漁船登録番号）、個人所有 第244-16446号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B及び甲板員B）
損傷	A 船首部船底外板に亀裂 B 沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、禄剛埼北方沖の漁場に仕掛けた刺し網2組のうち1組目を揚げた後、2組目に向けて約10ノットの対地速力で自動操舵により西進中、船長Aが前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、その船首部がB船の右舷中央部と衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、禄剛埼北方沖の漁場でシーアンカーを投入して船首を北東方に向けて漂泊中、船長B及び甲板員Bが後部甲板と前部甲板に分かれて左舷側で一本釣り漁を行っていたところ、A船と衝突し、間もなく沈没した。 船長B及び甲板員Bは、A船及び来援したA船の僚船に救助されて珠洲市狼煙漁港高屋地区に入港後、病院に搬送され、船長Bが左肋骨骨折等、甲板員Bが頭部打撲等とそれぞれ診断された。
分析	A船は、禄剛埼北方沖を西進中、船長Aが、漁獲物の選別作業を行

	<p>っていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、禄剛埼北方沖で漂泊中、船長Bが、一本釣り漁を行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、禄剛埼北方沖において、A船が西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中は、定期的に周囲を確認し、接近する他船の早期発見に努めること。